

## 新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ 放課後児童クラブ（6月23日更新）

○ 感染症対策に関すること			
No.	質問	回答	通知日
1	放課後児童クラブでの活動における感染症対策をどのように実施すれば良いか	<p><u>感染リスクを最小限に抑えつつも、児童の健全育成を推進していくために「横浜市放課後児童健全育成事業のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を作成しました。</u></p> <p><u>クラブにより環境も異なるため、全てを実践することではなく、利用する児童が安全・安心に過ごすことができるよう、できるだけ取り組んでいただきますよう、お願いいたします。</u></p>	6月23日
2	「呼吸器症状がある場合は、通所を避けてもらうよう要請」となっているが、新型コロナウイルス感染症以外の疾患からくる症状（ぜん息など）で、感染性のものではないと医師から診断が出ている場合の取り扱いはどのようにすべきか。	呼吸器症状等が感染性のものではないと医師が判断した場合は、通所を避けてもらう必要はありません。	4月3日
3	新型コロナウイルス感染症について相談したい場合、どこに相談すればよいか。	<p>新型コロナウイルス感染症について相談したい場合は、次の相談窓口にお問合せください。</p> <p>＜新型コロナウイルス感染症についての一般的な相談＞ 横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター 【電話】045-550-5530（9時～21時）</p> <p>＜新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の相談＞ 新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター 【電話】045-664-7761（9時～21時）</p>	4月3日
○ 事業所の開所について			
No.	質問	回答	通知日
4	クラブの利用者及び職員が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合等には、クラブは閉所となるのか。	<u>「横浜市放課後児童健全育成事業のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」p29をご確認ください。</u>	6月23日
○ 職員配置に関すること			
No.	質問	回答	通知日
5	事前に利用児童が少ないことがわかっている場合の人員配置基準は、土曜日に準じて当日の児童数に応じた配置として良いか。	自粛等要請期間(4月8日～6月14日)及び <b>長期休業中</b> については、事前に利用希望を確認し、あらかじめ利用児童が少ないことがわかっている場合には、例外的に、当日に受け入れる利用児童数に合わせた支援の単位数で運営できるものとします。	4月9日 5月29日 6月23日

No.	質問	回答	通知日																				
<b>○ 補助金に関すること</b>																							
No.	質問	回答	通知日																				
6	午前中から開所したことに伴う追加経費に対する補助内容はどうか。また、申請はどのように行うのか	<p>令和元年度に引き続き、学校一斉臨時休業期間（4月8日～5月31日）の平日に午前中から開所した場合、開所に係る人件費等を補助します。また、分散登校期間（6月1日～14日）においても、平日の午前中から開所した場合は同様に開所に係る人件費等を補助します。</p> <p>なお、詳細な取扱いや申請事務等については改めてお知らせいたします。</p> <p>【スケジュール（目安※）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請様式配布（市ウェブページ掲載）：令和2年6月中旬頃</li> <li>○ 書類受付期間：同 6月下旬～7月頃</li> <li>○ 支払い時期：同 8月～9月中</li> </ul> <p>※上記スケジュールはあくまで目安であり、状況によって前後する場合があります。確定したスケジュールは、今後、各区こども家庭支援課からお知らせいたします。</p>	5月29日																				
7	新型コロナウイルス感染拡大の影響によりクラブ退会や利用自粛等があり、対象児童数が減少している。基本運営費補助における規模区分が交付決定時（4月1日時点見込）から下がる場合、基本運営費補助はどのように取り扱うか。	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、クラブ退会及び利用自粛等があり対象児童数(※)が減少した結果、対象児童数実績（4月から6月の各月1日時点の対象児童数平均）に基づく規模区分が、交付決定時（4月1日時点見込）から下がる場合は、対象児童数実績に基づく規模区分によらず、交付決定の規模区分を令和2年度における規模区分として取り扱うこととします。</p>	5月22日																				
8	新型コロナウイルス感染症の関連で閉所となった場合には、基本運営費補助における「開所日数」は閉所減算の対象となるのか。	<p>職員や利用児童が罹患したことにより、閉所する場合には閉所減算の対象外とし、開所日数の実績に含むものとします。</p> <p>また、4月8日～6月14日までは、横浜市から利用を控えることや利用の自粛を保護者に促しているため、これによって利用者がいなく閉所した場合にも、もともと開所の予定があったものについては、開所日数の実績に含むものとします。</p> <p>これらの場合においては、今後、必要に応じて、閉所日や閉所に至った経緯等を報告していただく場合がありますので、日誌等に記録をするなどしてください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事例</th> <th colspan="2">開所日数</th> </tr> <tr> <th>含める</th> <th>含めない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童・職員に感染者が発生し閉所した場合</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市通知に沿った利用自粛により、利用児童がいなく閉所した場合</td> <td style="text-align: center;">✓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童・職員に濃厚接触者が発生し閉所した場合</td> <td></td> <td style="text-align: center;">✓</td> </tr> <tr> <td>児童・職員にPCR検査中の方が発生し閉所した場合</td> <td></td> <td style="text-align: center;">✓</td> </tr> <tr> <td>上記以外の、運営主体の自主的な判断にて閉所した場合</td> <td></td> <td style="text-align: center;">✓</td> </tr> </tbody> </table>	事例	開所日数		含める	含めない	児童・職員に感染者が発生し閉所した場合	✓		市通知に沿った利用自粛により、利用児童がいなく閉所した場合	✓		児童・職員に濃厚接触者が発生し閉所した場合		✓	児童・職員にPCR検査中の方が発生し閉所した場合		✓	上記以外の、運営主体の自主的な判断にて閉所した場合		✓	5月29日
事例	開所日数																						
	含める	含めない																					
児童・職員に感染者が発生し閉所した場合	✓																						
市通知に沿った利用自粛により、利用児童がいなく閉所した場合	✓																						
児童・職員に濃厚接触者が発生し閉所した場合		✓																					
児童・職員にPCR検査中の方が発生し閉所した場合		✓																					
上記以外の、運営主体の自主的な判断にて閉所した場合		✓																					

No.	質問	回答	通知日
9	休業補償の費用を補助金から支出してよいか。	<p>補助金として計上できるのは、職員が従事した際にかかった人件費であるため、実際に働いていない時間分の給与（有給休暇は除く）や休業補償を補助金の対象とすることはできません。</p> <p>ただし、子どもへの処遇以外で配置された職員が、クラブの運営に関する業務(事務作業、清掃等)を行った場合にも、補助金の対象とすることはできます。</p> <p>なお、休業補償については、国の「雇用調整助成金」を利用できる場合があるため、当該制度の活用を検討してください。</p> <p>○雇用調整助成金のコールセンター 0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）</p>	5月7日 (5月29日追記)

○ その他

No.	質問	回答	通知日
10	<u>感染防止のため、運営委員会・保護者会を実施しなくても良いか。</u>	<p><u>実施要綱上、運営委員会・保護者会ともに各年度2回以上開催しなければならないとしているため、7月以降は感染症に留意しながら実施してください。</u></p> <p><u>ただし、学校が保護者懇談会を実施していなかったり、地域や区として会議が自粛されている場合には、書面等での開催も認めます。</u></p>	6月23日